

▶ 社会貢献活動への取り組み

障がい者スポーツへの協賛

全国障害者スポーツ大会への特別協賛

創業90周年となる平成4年から「全国障害者スポーツ大会」への特別協賛を継続しています。平成27年は和歌山県で「第15回全国障害者スポーツ大会(紀の国わかやま大会)」が開催されました。

当大会は、「障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与すること」を目的として開催される国内最大の障がい者スポーツの祭典です。

当社は特別協賛のほか、役職員などによるボランティア参加で大会に協力しています。



和歌山大会の開会式

日本障がい者スポーツ協会とオフィシャルパートナー契約

平成27年1月に、日本障がい者スポーツ協会(JPSA)とオフィシャルパートナー契約を締結しました。

「国際大会への出場をめざす日本選手の育成・強化」や「地域における障がい者スポーツの普及・振興」など、JPSAの取組む活動を積極的にサポートし、障がい者スポーツのより一層の普及・発展に貢献してまいります。

寄付による大学でのオープン講座

平成14年の創業100周年を機に、毎年、寄付による大学でのオープン講座を開催しています。本講座では、各大学のご協力のもと、理論と実践を織り交ぜた講義テーマを設定し、中小企業経営者・後継者や地域のみなさまに経営・ビジネス等に関する知識・スキルの習得の場をご提供しています。

平成27年度は広岡浅子(大坂の豪商「加島屋」の一人。明治35年当社創業に関わった実業家。)が創設に関わった日本女子大学をはじめ、7大学で開催しました。受講者のみなさまから大変ご好評をいただいております。過去14年間の累計受講者数は12,000人以上に達しています。



大学でのオープン講座

役職員による社会貢献活動

平成4年に役職員による自主的な企業市民活動組織として「大同生命社会貢献の会」が設立され、募金・寄付活動やボランティア活動への参加・支援などに取組んでいます。役職員から寄せられた募金やチャリティーカレンダー展などによる収益金は、障がい者施設や社会貢献活動支援団体、平成23年からは東日本大震災で被災された障がい者施設などへの寄付金として活用しています。

また、ボランティア休暇制度を利用して日ごろ外出機会の少ない障がい者の方々の外出を支援する「障がい者一日外出支援ボランティア活動」を平成6年から毎年実施しています。会話や食事、車椅子・歩行介護など、障がい者の方々と直接ふれあうことを通じて障がいに対する理解を深めています。

障がい者一日外出支援
ボランティア活動

ビッグハート・ネットワークによる寄付活動

平成17年度より、社会貢献活動の一環として、法人会・納税協会会員のみなさまから企業経営者をご紹介いただき、「経営者大型総合保障制度」にご加入いただいた際に、その収益の一部を寄付する活動「ビッグハート・ネットワーク」を実施しています。東日本大震災以降は、被災地の各自治体(平成27年度は青森・岩手・宮城・福島各県の21市町村)への復興支援および近畿地区の社会福祉協議会への寄付を継続しています。平成28年度は、4月に発生した熊本地震の被災地に対しても、その緊急性に鑑みて寄付を行っています。

▶ 地球環境保護への取り組み

「T&D保険グループ環境方針」を踏まえた活動

平成18年4月、T&D保険グループは環境問題への取り組み姿勢を明確に示すため、「T&D保険グループ環境方針」を制定し、役職員への周知徹底を図るとともに、環境への負荷を軽減するためのさまざまな活動を推進しています。

また、同方針に基づき「グリーン購入基準等細則」を制定し、環境に配慮した商品やサービスの優先的な購入を進めるとともに、事務用紙使用量や電力使用量の削減にも努めています。

クールビズ・ウォームビズの実施

環境問題への取り組み強化および節電策の一環として、毎年5月から10月末までの間、一定以上の室温に設定する「クールビズ」を実施しています。

あわせて、毎年11月から3月末までの間、一定以下の室温に設定する「ウォームビズ」を実施し、地球温暖化防止に努めています。

▶ 機関投資家としての取り組み

「21世紀金融行動原則」への署名

事業活動を通じて社会に一層貢献していく姿勢を示す観点から、環境省が定める「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)※」に署名しています。

資産運用分野では、当該原則の趣旨に沿った活動の一環として、「成長分野」への投融資等を通じて、持続可能な社会の形成に貢献しています。

※持続可能な社会形成のために必要な役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針です。7つの原則から構成されており、環境省が事務局機能を担い幅広い金融機関で構成される起草委員会により策定されたものです。



1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取り組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

「成長分野」への投融資

政府の成長戦略に呼応し、内外経済・産業の活性化に寄与する観点から、「環境」「インフラ」「中小企業」を中心とした「成長分野」への投融資を推進しています。

平成27年度におきましては、「バイオマス燃料混焼型火力発電事業向けの融資」や「海外インフラファンド」のほか、「地域経済の活性化にも資する中堅・中小企業向け融資ファンド」「中小企業向けに経営支援を行うファンド」等への投融資にも取り組みました。

今後とも、収益性等を勘案しながら「成長分野」への投融資に取組み、社会へ貢献してまいります。

責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》^{*}の趣旨に賛同し、これを受け入れています。各原則に対する当社の基本的な方針は、次のとおりです。

※「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則」、「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」等と定義されます。

「責任ある機関投資家」の諸原則

《日本版スチュワードシップ・コード》に対する基本的な方針

原則1.機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、お客さまからお預かりした保険料の一部を株式に投資する機関投資家として、投資先企業との建設的な対話を通じて健全な成長を促し、中長期的な投資リターンを向上させることにより、お客さまの利益に適うよう行動します。

原則2.機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、お客さまの利益を第一に考え、適正な利益相反管理態勢のもとで適切な議決権行使等を実施します。

なお、当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、「大同生命利益相反管理方針」を定めています。

原則3.機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、財務情報、経営戦略・ESG（環境、社会、企業統治）等の非財務情報の継続的把握を通じて、投資先企業の状況を的確に把握します。

原則4.機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、投資先企業の特性や事業環境を踏まえ、中長期的な視点で建設的に対話することで、当該企業と認識の共有を図ります。

特に、投資先企業の業績、経営戦略、コーポレート・ガバナンス等に重大な問題があると考えられる場合には、当該企業と十分なコミュニケーションを図り、問題の改善に努めます。

なお、投資先企業の未公表の重要情報を受領した場合には、社内規程に基づき、当該重要情報を厳格に管理し、インサイダー取引を未然に防止します。

原則5.機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、すべての保有株式について、議決権を適切に行使します。その際、投資先企業の持続的成長に向け、当社の「議決権行使ガイドライン」に基づいて個々の議案を精査し、賛否を判断します。

なお、議決権行使の結果については、議決権行使の考え方とあわせ、当社のホームページ等で公表します。

原則6.機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議決権行使の結果をはじめとするスチュワードシップ活動の状況について、当社のホームページ等を通じて、お客さまに定期的に報告します。

原則7.機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うために、継続的に機関投資家としての体制強化を図ります。

▶ 議決権行使の取組み

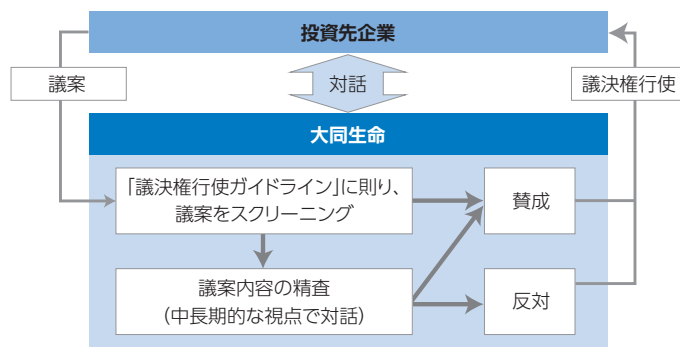
次のような考え方に基づいて国内株式の議決権行使に取り組んでいます。

1. 議決権行使の基本的な考え方

- ・適切な議決権の行使は、投資先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段であると考えています。
- ・議決権の行使にあたっては、形式的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点で対話することで、認識の共有を図ります。
- ・なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示します。

2. 議決権行使に係るプロセス

- ・当社が独自に制定した「議決権行使ガイドライン」に則り、株主利益の向上に資するか否かを判断基準として、議案ごとに賛否を判断します。
- ・株主利益を損なうおそれのある議案については、精査対象議案として選別し、投資先企業と対話を重ねたうえで、特に慎重に賛否を判断します。



3. 議決権行使結果（スチュワードシップ活動の状況を含む）

- ・平成26年7月から平成27年6月に開催された国内企業の株主総会における議案については、当社の「議決権行使ガイドライン」に基づき、必要に応じて投資先企業との対話を実施したうえで、すべての議案について議決権を行使しました。
- ・「対話の状況」、「議決権行使の状況」は、当社ホームページにおいて定期的に更新します。

【対話の状況】

- ・当社は、投資先企業との対話を重視し、投資先企業との積極的な対話を通じて、経営状況の確認や課題認識の共有を図るとともに、株式価値向上に資する取組みを継続的に行っていきます。
- ・平成26年7月から平成27年6月において対話した企業の例は、以下のとおりです。

<対話をした企業の例>

- ROEが一定水準を下回った企業
- 必然的な理由もなく、株主還元より内部留保を優先した企業
- 再任対象の社外取締役の取締役会への出席率が低位であった企業
- 取締役会に独立社外取締役が1名も含まれていない企業
- 再任対象の監査役の在任期間が長期であった企業
- 株主還元が実施されない中で役員退職慰労金の贈呈を提案した企業
- 不祥事件等が発生した企業

【議決権行使の状況】

- ・建設的な対話を通じて、なお問題が改善されない場合や株主価値を毀損するリスクが高いと判断される場合などは、当該議案に対して不賛同としています。
- ・平成26年7月から平成27年6月において不賛同とした議案の事例は、以下のとおりです。

<不賛同とした議案の事例>

- 内部留保の水準が高いにもかかわらず無配が継続している企業の剰余金処分
- 収益性指標が低位に留まっている企業における取締役の再任
- 取締役会への出席率が一定水準に満たない社外取締役の再任
- 内部留保の水準が高いにもかかわらず無配が継続している企業における役員退職慰労金贈呈

▶ 財団の活動状況

公益財団法人 大同生命国際文化基金 (<http://www.daido-life-fd.or.jp/>)

諸外国との文化交流の実施や助成を通じて、国際相互理解の促進を図り、わが国の国際化に貢献することを目的として、昭和60年に設立されました。

大同生命地域研究賞の贈呈

「地球的規模における地域研究」を支援するため、地域研究の分野の発展に貢献された研究者に対し地域研究賞・同奨励賞を、また、国際相互理解を高めるうえで功労のあった方に対し地域研究特別賞を、昭和61年以来毎年贈呈しています。



地域研究賞贈呈式

翻訳・出版事業

「アジアの現代文芸」シリーズ

アジア諸国との相互理解を深めることを目的として、アジア諸国の現代文芸作品の翻訳出版を行っています。これまでに、12カ国、66点の作品を翻訳・出版し、全国の大学、国公立図書館等に寄贈しています。

また、作品がより多くの方々目に触れ、アジア諸国の社会・歴史等への理解が一層深まるよう、電子書籍化のうえ同財団のホームページで公開しています。



「アジアの現代文芸」シリーズ

「ジャパニーズ・ミラーズ」シリーズ

アジア諸国の方々に「日本」への理解をより一層深めていただくことを目的として、日本図書のアジア各国語への翻訳・出版を行っています。これまでに、作品35点を8カ国で出版し、現地の大学や図書館等に寄贈しています。



「ジャパニーズ・ミラーズ」シリーズ

教育支援事業

国際相互理解の促進に貢献することを目的として、東南アジア諸国の勉学環境に恵まれない子ども達のために、図書・学用品の寄贈を通じた教育環境の整備を支援・推進しています。また、学校建設事業については、東南アジア5カ国で計20校が竣工しています(平成26年度末で完了)。なお、同事業をはじめ、多年にわたる教育分野への貢献が認められ、平成25年にラオス人民民主共和国から「労働勲章第三等」が授与されました。



図書の寄贈



竣工した小学校

公益財団法人 大同生命厚生事業団 (<http://www.daido-life-welfare.or.jp/>)

生活環境の悪化による健康被害や高齢者人口の急増による諸問題に関する研究を助成することにより、国民の健康と社会福祉の増進に寄与することを目的として、昭和49年に設立されました。

地域保健福祉研究助成・ボランティア活動助成

地域保健福祉研究助成

地域に密着した公衆衛生活動や福祉活動に従事している方々の、「地域における保健・医療・福祉に関する研究」に対して助成しています。

サラリーマン(ウーマン)ボランティア活動助成

日ごろは会社などに勤務しているサラリーマン(ウーマン)が、休日などを利用して行っている「高齢者・障がい者の福祉やこどもの健全な心を育てる交流のボランティア活動」に対して助成しています。

シニアボランティア活動助成

年齢60歳以上の方々が行っている「高齢者・障がい者の福祉やこどもの健全な心を育てる交流のボランティア活動」に対して助成しています。

平成27年度末における助成金の累計は、件数で3,598件、金額で15億8,357万円となりました。



助成金贈呈式

健康小冊子の発行

人々の関心が高い環境や健康、福祉の問題について、専門家が執筆した簡潔で読みやすい小冊子「環境と健康シリーズ」を、昭和50年からこれまでに71冊発行しています。

また、より多くの方々にご活用いただくため、近年に発行した小冊子を電子化のうえ同財団のホームページで公開しています。



近刊の3冊子

「家庭看護の相談と実習教室」のDVD貸出し

これまで実施した「家庭看護の相談と実習教室」の中で、主に実習教室の様子を記録したDVDの無料貸出しを行っています。



「家庭看護の相談と実習教室」のDVD